

団体の概要 (N G O / N P O 用)

団体名 特定非営利活動法人 屋上開発研究会

所在地	〒162-0065 - 東京都新宿区住吉町 8 - 6 野村ビルディング曙橋 6 階 TEL: 03 - 3358 - 1175 FAX: 03 - 3358 - 1535 E-mail: info@sky-front.or.jp		
ホームページ	http://www.sky-front.or.jp		
設立年月	1989 年 4 月 * 認証年月日 2002 年 7 月 11 日		
代表者	理事長 梅澤忠雄	担当者	事務局長 安井泉
組 織	スタッフ 14 名 (内 専従 3 名) 正会員 52 名 その他会員 (賛助会員等) 101 名		
設立の経緯	平成元年 4 月、過密化した都市に残されたビルやマンション、住宅など各種建築物の屋上空間を有効に活用することを目的とした異業種団体「屋上開発研究会」が発足しました。その後、地球環境、省エネルギー、都市環境、都市景観などの面から「屋上緑化」が大きなムーブメントとなり、社会的な貢献度をより深めるため平成 14 年、任意団体から N P O 法人に移行しました。		
団体の目的	特定非営利活動法人屋上開発研究会は、過密化した都市に残された貴重な未利用空間であるビル、住宅などの各種建築物の屋上空間を有効に活用することで、建築物の付加価値向上、都市景観の向上、地球環境の改善などを図ることを目的とします。		
団体の活動 プロフィール	「都市の屋上をアーバンオアシスに！」を合言葉に、屋上開発のソフト・ハードについて様々な調査、研究、開発に取り組み、ビジネスの新たな領域を拓きました。屋上開発テーマのなかでも特に力を注いだのが屋上緑化の分野です。会員企業の英知を結集した「屋上緑化のパイオニア集団」として普及に向けた調査・研究や技術マニュアルの整備、各種講習会・イベントの開催、行政機関や関連団体との意見・情報交換など精力的に事業活動を展開、今日の屋上緑化業界の発展の一翼を担って参りました。		

活動事業費 (平成15年度) 約30,000,000円

政策のテーマ

コミュニティ型屋上緑化（屋上菜園等）に対する促進施策

- 政策の分野
- ・ 都市環境
- ・ 屋上緑化
- 政策の手段

団体名：NPO 法人 屋上開発研究会

担当者名：今野英山

市民団体等の支援、助成制度・低金利融資制度の創設、税制緩和策活用、情報センターの立上げ、

政策の目的

屋上の菜園や花壇など、共同作業や様々な交流およびリサイクル活動を伴うタイプの屋上緑化を促進させることにより、都心部の緑を増やし、都市のコミュニティ活性化と循環型社会の構築を促進させる。

背景および現状の問題点

屋上緑化が都市環境にもたらす効果には様々なものがあげられるが、ヒートアイランド緩和などの直接的な効果だけではなく、緑を介在させた都市住民のコミュニティ活性化など間接的な効果もまた重要である。

一般的な公園緑地におけるコミュニティ活動にはスペースや運営面で限界がある。かえって狭い路地空間での植物栽培などでコミュニティが築き上げられているケースも多い。

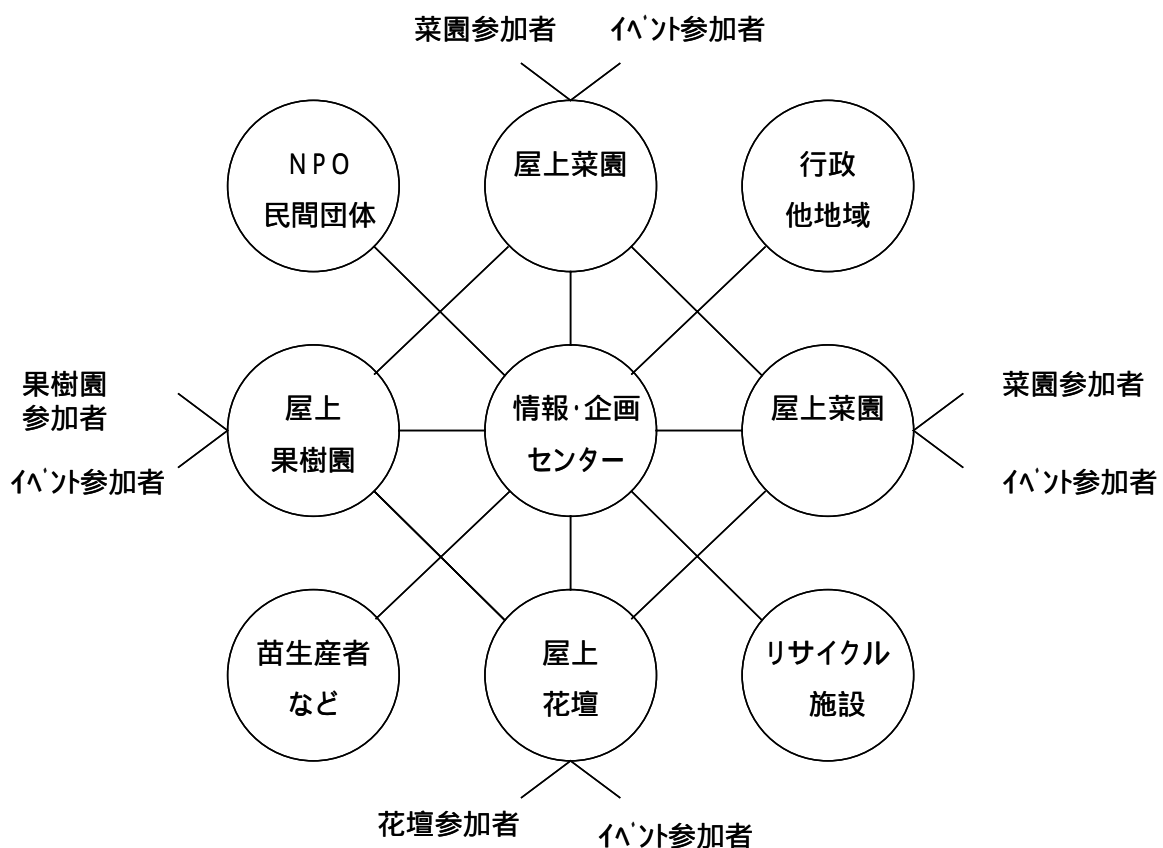
ビルの屋上緑化はともすれば孤立しがちで、人々の利用という点では限定される場合が多い。都市部の屋上空間は分散しながらも多い。面積に応じて多くの人が多様な形で参加でき、雨水や廃棄物の活用にもつながる屋上菜園等を促進させることにより、利用性の高い緑が数多く都市部に実現する。さらに個々の屋上菜園等をネットワークさせることにより新たな都市コミュニティも期待でき、参加型の循環型社会の構築にもつながる。

そのための総合的な推進策が必要である。

政策の概要

共同作業や様々な交流を伴うタイプの屋上緑化に対する総合的な促進施策を立案する。

- ・ 屋上菜園等を営む企業や団体の当該所得税減免措置をはかる。
- ・ 緑化重点地区以外であっても屋上菜園部分の固定資産税を減免する。
- ・ 屋上菜園等の造成に関わる工事費に対する低利融資を行う。
- ・ 屋上菜園等の造成や運営に関わる補助金制度を設ける。（既存の屋上緑化に対する補助金とは別にコミュニティ関連の補助金を設ける）
- ・ アクセス等の一定の条件を満たし都市公園法の立体都市公園の適用を受ける場合には、管理運営主体がNPO法人や自治会等の組織となることを可能とする。（公園管理の移譲）
- ・ 上記の場合の運営資金は行政が負担する仕組みとする。
- ・ 屋上菜園等に用いる種子、苗、肥料、土等が近郊農村からの供給を受けた場合は、農村関連の補助金を受けられるようにする。（農業構造改善事業など）
- ・ 屋上菜園等の指導に農村地域から人を呼ぶ場合や、農村との交流のイベントを行う場合にも同様のなんらかの支援策を利用できるようにする。
- ・ 屋上菜園等の活用に関する様々な利用者側でのイベントに関しても優遇策を講じる。
- ・ 屋上菜園等での生産過程や収穫後のイベントでの廃棄物をコンポストや液肥化し、菜園や苗の生産地で活用のサイクルを構築する。
- ・ そのために屋上菜園等の情報センターを立上げて、屋上菜園・苗生産地・イベント・購買者および廃棄物処理関連のデータベースと情報ネットワークの構築を行う。（行政もしくはNPO法人による運営管理）
- ・ 地域ごとに、屋上菜園等に関する情報活用の機能を設け、広報活動、情報開示、支援キャンペーンなどを行う。
- ・ インターネットを通じた会員募集や収穫物の販売等も積極的に行う。
- ・ こうしたネットワークを学校行事、病院での屋上菜園等運営、高齢者施設などに拡大する。そのための活用促進策も講じる。
- ・ 雨水・排水利用や廃棄物のコンポスト化など循環型社会構築に役立つ施設・装置に対する低利融資や補助金制度を設ける。



政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

- ）コミュニティ型屋上緑化（屋上菜園等）推進策の総合的検討：NPO法人、行政など
- ）屋上菜園等実現の技術的課題の整理と解決策の検討：NPO法人、民間会社
- ）条例化、指導要綱等の制定：行政
- ）モデル地域の設定とモデル屋上菜園等の計画、施工：行政、屋上菜園等の所有者、緑化業者
- ）運営管理主体の設置と運営管理計画立案、実施：屋上菜園等の所有者、NPO、行政
- ）参加者募集、苗・肥料供給ルートやリサイクル方法の確立：屋上菜園等の所有者、NPO、行政
- ）生産・収穫・販売・交流等のイベントの企画と実施：参加者、NPO、行政、
- ）情報ネットワーク構築と複数の屋上菜園等との情報交換：NPO、行政
- ）情報公開

政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- ・ 国および市町村等の行政：地域のコミュニティ型屋上緑化推進関連法令の整備
- ・ 市民団体、NPO法人など：地域のコミュニティ型屋上緑化推進具体策と検討と運営（特定の屋上菜園等が単独の場合や複数の屋上菜園等のイベント企画や情報ネットワークによる各種運営
- ・ ビルオーナー：屋上の提供、屋上菜園等の経営など
- ・ 屋上開発研究会：行政、地域のNPOや市民団体、屋上菜園等を経営する企業、ビルオーナーなどに対する各種企画やコンサルタント
- ・ 屋上開発研究会に参画の企業：屋上緑化技術や材量等の提供や販売等の協力

政策の実施により期待される効果

- ）利用性の高い屋上菜園等の推進により屋上緑化そのものが促進され、都市の景観の向上やヒートアイランド低減などの効果が期待される。
- ）屋上を拠点とした都市住民のコミュニティが形成される。
- ）地域住民が参加する形での循環型社会モデルが構築できる。
- ）都市と周辺地域との交流が屋上菜園等を核として促進される。
- ）学校や病院、福祉施設などへの導入により、情操教育効果や園芸療法効果などがはかれる。
- ）地域の実情に応じた特徴ある都市景観が実現する。

その他・特記事項

屋上菜園等に限らず、建築の屋上を緑化するに当っては様々な技術的課題や社会的課題があります。

屋上開発研究会は建築から緑化、各種の材料メーカー、不動産事業等における我が国のトップ企業の専門家が会員となっているNPO法人のため、技術的な課題や都市経営的な課題に対して衆知を集めることが出来ます。

地方自治体や市民団体等に対するコンサルタントにも応じることが出来ます。

これまでも多くの自治体の屋上利用関連でのコンサルタント実績があります。